

30初教課第32号
平成31年1月15日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各國公立大学法人学校事務主管課長
構造改革特区特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
松永賢



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
中村信



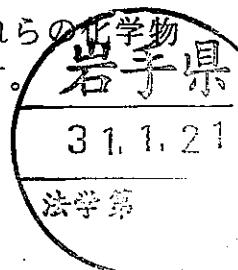
(印影印刷)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）

2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

これまでも平成27年3月27日付26初教課第90号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」などにより、関係法令等を遵守した適切な対応をお願いしてきているところですが、近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。



つきましては、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、学校に保管されている上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願ひいたします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 児童、生徒、学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第16条の2第2項に基づき、取扱いに係る化学物質等が盜難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 児童、生徒、学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

（参考①）厚生労働省関連URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

（参考②）近年における学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成28年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や、硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれていた。

○平成30年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム(40CC)を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成30年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン(TATP)や四硝酸エリスリトール(ETN)を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていた。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

(参考③) 「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」に関するQ&A

Q1 「定期的な数量の確認及び帳簿等による確実な管理」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 爆発物の原料となり得る化学物質等の管理にあたっては、品目、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿等を備え、化学物質等の使用の際にはそれらを遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の数量と管理簿等との照合を行うなどの対応が求められる。

Q2 「施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと」のうち、施錠設備のある保管場所とはどのような場所を想定しているのか。

A 爆発物の原料となり得る化学物質11品目については、施錠設備のある理科準備室等に保管する必要がある。さらに、上記11品目のうち、劇物に指定されている品目については、金属製ロッカー等の専用保管庫に保管し、一般の薬品とは別の保管とする必要があること、盗難等防止のための施錠を行い、鍵は管理責任者が責任を持って管理することなどの対応が求められる。

(爆発物の原料となり得る化学物質11品目)

劇物：硫酸、塩酸、過酸化水素水、硝酸、塩素酸カリウム及び塩素酸ナトリウム

劇物以外の化学物質：尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び

硝酸カリウム

Q3 「児童生徒のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること」とは、どのようなことを想定しているのか。

A 児童生徒のみで、薬品等が保管されている理科準備室等へ立ち入り、爆発物の原料となり得る化学物質等を含めた薬品等を取り扱うことを禁止するものである。

Q4 薬品等の保管管理について留意すべきことは何か。また、学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物は何か。

A 日常から、薬品等の管理責任者等が薬品の保管状況や保管庫の施錠状況を確認するなど気を配ることが重要である。また、保管庫のある理科準備室等に教員等が在室していない場合は確実に施錠をするなど管理の徹底を図ることが求められる。

なお、上記11品目のうち、劇物に指定されている品目については、平成12年1月11日付け10文初高第50号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」の別紙1にある点検項目を参考に点検等を実施するとともに、教育委員会等においては、これまでと同様に、その対応状況を把握し、状況に応じて必要な措置を講ずることが求められる。また、学校で学習指導上、理科において一般的に扱われている主な毒物及び劇物については、今回示す別紙2を参照すること。

(別紙1) 学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目

点検項目	対応状況		整備等がなされていない場合の今後の改善計画
1 専用保管庫の設置			
①専用保管庫が整備されているか。	ア 整備されている	イ 整備されていない	
②保管庫は鍵のかかるものとしているか。	ア 鍵のかかるものである	イ 鍵はかからない	
③保管庫は毒劇物専用のものとし、一般薬品等との区分収納がなされているか。	ア 区分収納している	イ 区分収納していない	
④保管庫以外のものに保管されているいか。	ア 保管庫以外にはない	イ 保管庫以外にもある	
2 保管庫の施錠			
①保管庫の施錠に関する確認や点検は責任ある者が行っているか。	ア 責任ある者が行っている	イ 各教職員が個々に行っている	
②鍵の保管について管理責任者を定めて管理しているか。	ア 管理責任者が管理している	イ 管理責任者を定めていない	
③保管庫の施錠に関して、教職員に注意喚起を行っているか。	ア 注意喚起している	イ 特に行っていない	
3 保管庫及び容器への表示			
①保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしているか。	ア 表示している	イ 表示していない	
②毒劇物の名称等について明示されているか。	ア 明示されている	イ 明示されていない	
4 管理記録の整備			
①管理簿等を備えているか。	ア 備えている	イ 備えていない	
②管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されているか。	ア すべて記入されている ウ 記入していない	イ 一部記入している	
③毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われているか。	ア 確認している	イ 確認していない	

④定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか。	ア 定期的に行って いる ウ 行っていない	イ 隨時行っている	
5 地震等の災害に対する対策			
①地震等による転倒の可能性のある保管庫について、転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
②保管容器に転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
6 管理体制の充実			
①取扱要領等校内規程の整備が行われているか。	ア 校内規程を定めている	イ 特に定めていない	
②管理責任者の指定等が行われているか。	ア 指定している	イ 指定していない	
③保管状況の確認などの定期的検査が行われているか。	ア 定期的に検査している ウ 検査していない	イ 隨時検査している	
④保管管理や理科の実験などの授業中の取扱いについて、教職員に啓発・指導は行われているか。	ア 行っている	イ 行っていない	
⑤毒物及び劇物の危険性や適正な取扱いについて、児童生徒に指導は行われているか。	ア 指導している	イ 指導していない	
7 廃棄処理			
長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか。	ア すべて廃棄している ウ 廃棄していない	イ 一部廃棄している	

(注) 「整備等がなされていない場合の今後の改善計画」の欄には、今後、いつまでにどのような整備等の改善を行う予定であるかを記入すること。

(別紙2) 学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物について

[◎は小・中・高等学校、○は中・高等学校、無印は高等学校に多いものを示している]

理科

【毒物に指定されているもの】

薬品名	実験例
黄磷	同素体の観察・実験
フッ化水素酸	ガラスの溶解
水銀	トリチエリーの実験(大気圧の測定)

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
○塩酸	水素の発生、金属との反応、中和反応、アンモニアの検出
○アンモニア水	水溶液の性質、塩化水素の検出
○過酸化水素水	酸素の発生
○水酸化ナトリウム	水の電気分解、金属との反応、中和反応
○メタノール	アルコールランプの燃料、アルコールの性質
○硫酸	水素の発生
○ヨウ素	ヨウ素デンプン反応
○塩化バリウム	イオンの反応
○硫酸銅、塩化銅	電気分解
酢酸鉛	タンパク質の性質
硝酸銀	銀鏡反応、電気分解
硝酸	窒素酸化物の発生
水酸化カリウム	中和反応
ナトリウム	アルカリ金属の性質
ホルマリン	銀鏡反応、高分子化合物の合成
塩化亜鉛	イオンの反応、乾電池の製作
カリウム	アルカリ金属の性質
四塩化炭素	気体の分子量の測定
臭素	酸化還元反応
フェノール	フェノール樹脂の合成
ニクロム酸カリウム	アセトアルデヒドの生成
アニリン	芳香族化合物の性質

(参考④) 爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する過去の通知

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁
からの依頼について（通知）

平成27年3月27日26初教課第90号

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長、

各都道府県私立学校主管課長、

附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課長、

構造改革特区特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長宛て

文部科学省初等中等教育局教育課程課長、

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知

平成32年（2020年）開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理については、これまで、昭和46年12月10付け国初高第一号「学校における爆発性薬物の保管管理について」及び平成10年10月23日付け一〇初高第二五の二号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」などにより、関係法令等を遵守した適切な対応をお願いしてきているところですが、近年、学校等に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。

つきましては、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれましては、その管下の学校に対して、学校に保管されている上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

1. 定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 児童生徒のみでの保管場所への入り及び取扱いを禁止すること
4. 取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに警察に届け出ること
5. 児童生徒に対し、化学物質等の使用に際し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、適切な指導を行うこと

(参考) 近年における学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し爆発物製造を企てる事案等の報道

○平成23年11月 兵庫県 爆発物製造目的で学校から薬品を窃取した事案

自ら通う中学校から塩酸や過酸化水素を窃取したもの。同人を窃盗等で逮捕。中学生らは、インターネットで爆発物の製造方法を調べ、「威力のある爆弾を作りたかった」と供述。

○平成24年4月 北海道 爆発物製造目的で学校から薬品を窃取した事案

自ら通う高校から硝酸カリウムや調合に必要な器具を窃取。同人を窃盗等で逮捕。高校生はインターネットで製造方法を調べ、実際に黒色火薬を製造し、鉄パイプにつめて自宅近くの山中で爆発させていた。「爆弾を作れることを自慢したかった」と供述。

○平成26年10月 愛媛県 教室内に放置されていた実験用の劇物を窃取したとする事案

中学校の理科教諭が、授業(実験)準備のため劇物(硫酸銅)を教卓に置き、教室を離れた間に紛失。学校から全生徒に呼びかけたところ、男子生徒2人が申し出。生徒らは「薬品に興味があり持ち出した」と供述。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第二係

TEL 03-5253-4111(内線2613)
FAX 03-6734-3734

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
企画調査係

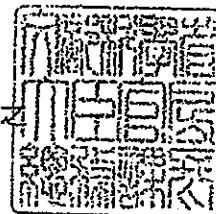
TEL 03-5253-4111(内線3193)
FAX 03-6734-3737



30受文科総第2072号
平成30年12月18日

各局長
スポーツ庁長官 殿
文化庁長官

大臣官房総務課長
森 孝



爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁
からの依頼について（通知）

2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について、別添（「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」平成30年12月13日付け警察庁丁備企発第247号）のとおり、警察庁より依頼されております。

近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化を一層推進することが求められています。

貴局・貴庁におかれでは、「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁からの依頼について（通知）（平成27年3月10日26受文科総第2815号）」に基づき、学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質の管理の指導等に万全を尽くしていただいておりますが、上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質の管理強化に関して、改めて関係機関への注意喚起方お願い申し上げます（別表参照）。

また、貴局・貴庁において発出した通知等の写し、発出先一覧について、当課法令審議室審議第四係まで御提出願います。

(参考①) 厚生労働省関連URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

(参考②) 近年における学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成28年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や、硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれていた。

○平成30年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム(40CC)を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を忘っていた。

○平成30年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン(TATP)や四硝酸エリスリトール(ETN)を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていた。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

■ 本件問合せ先 ■
大臣官房総務課法令審議室審議第四係
担当：對崎・山田（内線：2156）

(別表)

各局・スポーツ庁・文化庁におかれましては、以下の表に従い、注意喚起等をお願いいたします。

担当局課	講べき事項
総合教育政策局	専修学校及び各種学校を所管する都道府県の部局並びに放送大学学園に対して注意喚起
初等中等教育局	<ul style="list-style-type: none">・都道府県及び指定都市の教育委員会・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を所管する都道府県の部局・附属学校を置く各国立大学法人の部局・学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の部局 <p>に対して注意喚起 並びに都道府県の教育委員会から域内の市町村（指定都市を除く。）の教育委員会に対して周知依頼</p>
高等教育局	国公私立大学及び高等専門学校に対して注意喚起
科学技術・学術政策局	所管の独立行政法人に注意喚起
研究振興局	所管の独立行政法人及び大学共同利用機関法人に注意喚起
研究開発局	所管の独立行政法人に注意喚起
スポーツ庁	所管の独立行政法人に注意喚起
文化庁	所管の独立行政法人及び日本芸術院に注意喚起

注意喚起：通知を作成し、対象機関に送付することにより行う。



警察庁丁備企発第247号
平成30年12月13日

文部科学省大臣官房総務課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について
標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。
記

警察では、2019年に開催予定のG20大阪サミット及び関係閣僚会合並びに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しているところである。しかしながら、最近も、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案が発生しており、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、盗難防止等のための保管管理の徹底、盗難・紛失発生時の通報、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を依頼しているところである。

貴省におかれても、当庁からの要請（平成27年3月6日付け警察庁丁備企発第30号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」）に基づき、管轄下の学校等に対して、管理の徹底等に係る指導を行っていただいているところ、爆発物の製造に学校管理の化学物質を使用したとみられるケースが発生したことを踏まえ、学校等で使用する化学物質のうち、特に上記11品目の管理強化として、

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理を行うこと
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠を行うこと
- 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること

について改めて指導するとともに、その取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに、警察へ届け出るよう周知徹底することとされたい。

また、学生等に対する、化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導・教養の推進も含め、引き続き、同種事案の再発防止に向け、管轄下の学校等に対する指導を徹底することとされたい。